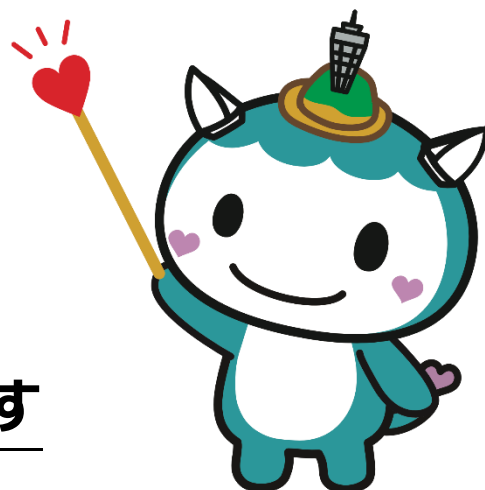


寄附を集めやすくなります

認定 NPO 法人への近道です



ふじキュン♡

藤沢市 N P O 法人条例指定制度 令和 8 年度 指定申出の手引き

申請受付期間：2026 年（令和 8 年）

7 月 1 0 日（金）～ 8 月 1 2 日（水）

2026 年（令和 8 年）6 月

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

目次

第1章	NPO 法人条例指定制度について	・・・ 1
1	NPO 法人条例指定制度について	・・・ 1
2	NPO 法人条例指定による効果について	・・・ 1
第2章	指定 NPO 法人となるための要件	・・・ 3
1	条例指定の対象	・・・ 3
2	条例指定の要件	・・・ 3
第3章	指定 NPO 法人となるための手続き	・・・ 8
1	申出から指定までの流れ	・・・ 8
2	指定申出の手続き	・・・ 9
第4章	指定 NPO 法人となってから必要なこと	・・・ 12
1	指定 NPO 法人として毎年度提出が必要な書類	・・・ 12
2	変更に伴い、提出が必要になる事項	・・・ 12
3	更新の手続き	・・・ 12
提出書類について		・・・ 13

第 1 章 NPO 法人条例指定制度について

1 NPO 法人条例指定制度について

本市では、市民団体・企業等と市が協働してまちづくりを進めるため、地域課題解決等に貢献する活動を行う特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」という。）を支援し、その公益的な活動を拡げることが必要と考えています。平成 24 年 12 月に「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、NPO 法人に対し市民が寄附により直接支援していく仕組みとして、本制度を実施しております。

本制度により、NPO 法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として本市が条例において指定したものは、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

また、神奈川県においても平成 24 年 2 月 1 日に、「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」を制定し、県民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる NPO 法人からの申出を受付け、「地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」において指定しています。

2 NPO 法人条例指定による効果について

1 特定非営利活動法人に対するメリット

①寄附を集めやすくなります

指定を受けるために、一層進んだ情報公開や、適切な業務運営を行うことにより、社会からの認知度や信用が高まります。その結果、広く寄附を集めやすくなり、NPO 法人の財政基盤の強化につながります。

②内部管理がしっかりします

指定を受けるために、経理や組織の体制を見直すことで、内部管理がよりしっかりしたものになります。

③認定 NPO 法人に必要とされる P S T 要件に適合した法人になります

指定を受けた NPO 法人（以下「指定 NPO 法人」とする。）については、認定 NPO 法人※1 になるための要件のうち、パブリック・サポート・テスト（P S T）※2 が免除されます。

なお、認定 NPO 法人に寄附し、税務署と市民税の税申告をすると、所得税と個人市県民税を合わせて 50 % が税額控除されます。

2 寄附者に対する税制上の優遇措置

指定を受けたNPO法人に寄附をすると、寄附金額に対して所得にかかる個人市民税の税額控除（市民税6%）を受けることができます。

また、寄附をすることで実現してほしい事業を行うための支援ができ、自分の意志を社会に間接的に反映することができます。

（算出例）藤沢市が条例で指定したNPO法人に50,000円寄附した場合

（寄附金額50,000円－適用下限額2,000円）×6%＝2,880円←税額控除されます。

○藤沢市と神奈川県双方の条例で指定したNPO法人に寄附をする場合、寄附金額に対して個人市県民税の税額控除対象（市民税6%と県民税4%、合わせて10%）となります。

※1 認定NPO法人

NPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき、一定の要件を満たすものとして、特定非営利活動促進法第44条第1項に基づいて、都道府県知事または政令指定都市の長が認定するものです。

※2 パブリック・サポート・テスト（PST）

認定NPO法人になるための要件の1つで、NPO法人が広く一般から指示されているかどうかを判断するものです。次のいずれかを満たす必要があります。

- ①相対値基準：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
- ②絶対値基準：年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上
- ③条例個別指定：都道府県または市町村から条例によって、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定されること

第2章 指定NPO法人となるための要件

1 条例指定の対象

条例指定の対象については、次の全てに該当するものとします。

- (1) 藤沢市内で活動するNPO法人であること
- (2) 神奈川県内に主たる事務所を持つNPO法人であること
- (3) 認定NPO法人でないこと

2 条例指定の要件

条例指定の要件としては、NPO法人の活動の公益性を判断する「**公益要件**」と、NPO法人の運営の健全性を判断する「**運営要件**」の2つになります。

(1) 公益要件

公益要件については、次の①及び②、または①及び③のどちらかに該当するものとします。

①不特定多数の市民の利益に資する者

NPO法人が、不特定多数の市民のための公益的な活動を行い、かつその活動を広く市民に公開しているかを、以下の3つの基準全てに適合しているか否かで判断します。

- A. 利益を受ける市民が存在すること
- B. 受益の機会が一般に開かれていること
- C. 会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること

②地域や社会の課題解決に資する者であって当該法人以外の者から支持されている実績がある者

NPO法人が、地域・社会の課題解決を主体的に行い、公益的な活動を行っているものとして、広く支持を受けているかどうかを、以下の5つの基準のいずれかに適合しているか否かで判断します。

- A. 年間3,000円以上の寄附者が50人以上いること
- B. 年間1,000円以上の寄附者が100人以上いること
- C. 地域住民（市内在住・在学・在勤）からの署名が100件以上あること
- D. 年間10日以上従事するボランティアが30人以上いること
- E. 市内の自治会・町内会からの推薦を受けていること

(実績判定期間)

- ・原則 5 年間としますが、初回申出は 2 年とします。
- ・設立後 1 年以上 2 年未満の特定非営利活動法人は、設立の日から直前に終了した事業年度終了の日までの期間で判定します。

③当該 NPO 法人が、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号または同法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する寄附金を受け入れる NPO 法人として、神奈川県または県内の他市町村の当該寄附金を定める条例で指定されている者で市長が適当と認めたものであること

本市の制度は神奈川県及び県内の他市町村と基本的な考え方を共有した上で、整合性に留意して制度設計しています。そのため、県または県内他市町村で条例指定がなされた法人は、本市においても公益要件を満たしているものとします。

(2) 運営要件

運営要件については、次の全ての要件に該当するものとします。

①運営組織及び経理が適切であること

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 45 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、NPO 法人の役員が特定の役員の親族や、特定の法人の関係者で占められていないか、また、適正な経理を行っているかを確認します。

特定非営利活動促進法第 45 条第 1 項第 3 号（抜粋、一部省略）

その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数に占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われてないこと。

②事業活動の内容が適正であること

法第45条第1項第4号イ及びロの規定に基づく以下の3つの基準に沿って、NPO法人の事業活動の内容が適正かどうかを確認します。

- A. 宗教・政治活動を行っていない
- B. 役員等の関係者に特別の利益を与えていない
- C. 営利事業者等に寄附を行っていない

特定非営利活動促進法第45条第1項第4号イ及びロ（抜粋、一部省略）

その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

③情報公開が適正であること

NPO法人の運営組織や事業活動等において、情報公開が適切に行われているかを判断するもので、全ての事務所において書類（個人の住所又は居所の記載の部分を除く）を閲覧できることを確認します。

④所轄庁への書類が提出済であること

法第45条第1項第6号に基づき、毎年度、事業報告書等を所轄庁に提出していることを確認します。

⑤法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

法令等に違反する事実、公益に反する事実等がないことを確認します。

⑥設立後1年を超えていること

法人の登記上の設立年月日から1年を超える期間が経過し、かつ2事業年度分の申出書類が揃わないと申出できません。

例えば、令和7年12月に設立された法人（3月決算）の場合、最

も早く指定NPO法人になるためには、設立後1年が経過する令和8年12月以降で、令和7年度分（令和7年12月～令和8年3月）及び令和8年度分（令和8年4月～令和9年3月）の2事業年度の実績で判定することになるため、令和9年4月以降の指定申出期間から申出することができるようになります。

⑦認定を受けていないこと

認定NPO法人でないことを確認します。

⑧欠格事由に該当しないこと

法人やその役員等について、欠格事由（33ページ参照）のいずれにも該当しないことを確認します。

藤沢市 NPO 法人条例指定制度
指定申出の手引き

藤沢市 N P O 法人条例指定制度と認定 N P O 法人等制度の基準比較

要件	基 準		藤沢市条例 指定制度	認定 NPO法人	特例認定 NPO法人
公益要件	不特定多数の市民の 利益に資するもの	利益を受ける市民が存在すること	○		
		受益の機会が一般に開かれていること	○		
		会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること	○	○	○
	地域の課題の解決に 資するもの	経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上		△	
		年3000円以上の寄附者が100人以上		△	
		年3000円以上の寄附者が50人以上	△		
		年1000円以上の寄附者が100人以上	△		
		地域の住民からの署名が100件以上	△		
		年10日以上従事するボランティアが30人以上	△		
		自治会からの推薦を受けている	△		
	他自治体において条例指定を受けた法人であること		△	△	
運営要件	運営組織や経理が適切であること		○	○	○
	事業活動が適正であること	宗教・政治活動を行っていない	○	○	○
		役員等の関係者に特別の利益を与えていない	○	○	○
		営利事業者等に寄附を行っていない	○	○	○
		特定非営利活動の事業費が総事業費の80%以上		○	○
		寄附金を特定非営利活動に70%以上充当		○	○
	情報公開が適正であること	全ての事務所で書類の閲覧	○	○	○
	事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出		○	○	○
	法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと		○	○	○
	設立の日から1年を超える期間が経過していること		○	○	○
	過去に認定や特例認定を受けていないこと		○ (認定のみ)		○
	設立から5年を超えていないこと（H27.3.31までは5年超でも可）				○
	欠格事由に該当しないこと		○	○	○

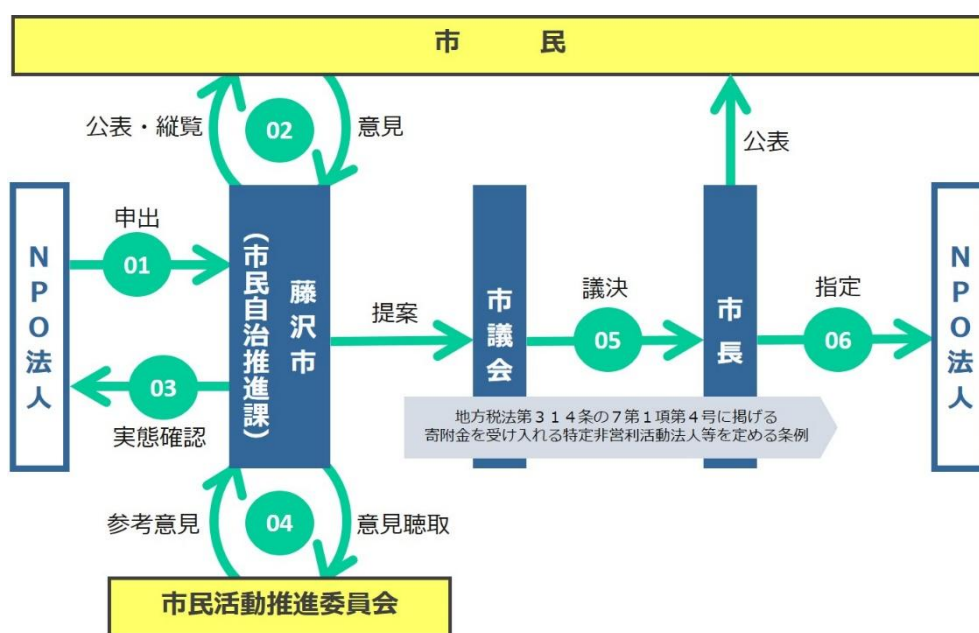
○：必須要件

△：どれか一つを満たす必要がある要件

第3章 指定 NPO 法人となるための手続き

1 申出から指定までの流れ

NPO法人からの申出を受け、市長は、広く市民に縦覧するとともに、市民活動推進委員会の参考意見を踏まえて、新たに指定NPO法人を追加するため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正案を市議会に提案し、議決後に同条例を改正し、指定NPO法人を追加します。



(1) 指定申出

必要書類を準備して、指定NPO法人になるための申出をしていただきます。詳しくは、次ページ「2 指定申出の手続き」をご参照ください。

(2) 公表・縦覧

申出書等の受理後30日間、市のホームページでの公表と縦覧（個人の住所又は居所の記載の部分を除く）を行います。

(3) 実態確認等

申出書等の内容について、法人事務所での現地確認やヒアリング等を行います。

(4) 審議会からの意見聴取

提出された書類をもとに市民活動推進委員会から意見聴取を行います。

（５）市議会での審議

藤沢市議会 12 月定例会に、申出された NPO 法人について「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」に名称及び所在地等を記載するための改正提案を行い、市議会において審議を行います。

（６）指定条例の施行

改正された「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の施行によって、指定 NPO 法人となり、個人市民税の寄附金税額控除等に関する効力を生じることになります。

なお、条例で指定された特定非営利活動法人への寄附金については、指定を受けた年の 1 月 1 日に遡って個人市民税（翌年度分）の寄附金税額控除の対象とします。

2 指定申出の手続き

（１）申出受付期間

2026 年（令和 8 年）7 月 10 日（金）～8 月 12 日（水）

（受付時間）

午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時（土日祝日を除く）

※申出受付期間中、書類作成に関する事前相談を受付けます。

事前相談を希望される場合は、事前に日時など、藤沢市役所 市民自治推進課（0466-50-3516）にご連絡ください。

（２）提出書類

申出に必要な提出書類については、10 ページから 11 ページのとおりです。また、縦覧の際に閲覧資料として準備するものについては各 2 部、それ以外の資料については各 1 部ご用意ください。

なお、用紙は片面・A4 サイズで統一してください。

（３）提出方法

次ページ「提出書類一覧」にある書類をそれぞれ必要部数印刷していただき、藤沢市役所市民自治推進課に提出してください。

なお、提出の際には、事前に日時など、藤沢市役所 市民自治推進課（0466-50-3516）にご連絡ください。

【提出書類一覧】

提出区分は次のとおりです。

◎	必ず提出していただくもの
○	神奈川県または県内の他市町村で条例指定されている法人以外の法人に提出していただくもの
●	藤沢市所管法人以外の法人に提出していただくもの (藤沢市所管法人：所轄庁が神奈川県知事で、かつ藤沢市のみに事務所を有するNPO法人)
△	要件が該当する場合のみ提出していただくもの

① 申出書

	提出書類名	確認事項	提出区分	部数	閲覧
市書式	指定特定非営利活動法人指定申出書（第1号様式）	指定特定非営利活動法人となるための申出確認	◎	2部	対象

② 法人要件の適合を確認する書類

	提出書類名	確認事項	提出区分	部数	閲覧
市書式	指定要件チェック表（第1表）	法人としての要件を確認	◎	2部	対象
添付	直近の事業年度分（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿） 定款、役員名簿、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し		●	各1部	対象外

③ 公益要件の適合を確認する書類

	提出書類名	確認事項	提出区分	部数	閲覧
市書式	指定要件チェック表（第2表）	不特定多数の市民の利益に資するかを確認	◎	2部	対象
添付	一般向けに広報周知をしていることがわかる書類	受益の機会が一般に開かれているかを確認	◎	各2部	対象
市書式	指定要件チェック表（第3表）	地域課題の解決に資するとの支持されているかを確認	◎	2部	対象
添付	県または県内他市町村で条例指定されたことを示す通知等	県または県内他市町村で条例指定されたことを確認	△	1部	対象外
市書式	第3表付表1	年3000円以上の寄附者が50人以上いるかを確認	△	2部	対象
添付	寄附者名簿			1部	対象外
市書式	第3表付表2	年1000円以上の寄附者が100人以上いるかを確認	△	2部	対象
添付	寄附者名簿			1部	対象外

藤沢市 NPO 法人条例指定制度
指定申出の手引き

市書式	第 3 表付表 3	年 10 日以上従事するボランティアが 30 人以上いるかを 確認	△	2 部	対象
添付	ボランティア従事名簿			1 部	対象外
添付	署名簿	100 人以上の署名があるかを 確認	△	1 部	対象外
添付	自治会総会議事録	自治会からの支持があるかを 確認	△	1 部	対象外

④運営要件の適合を確認する書類

	提出書類名	確認事項	提出 区分	部数	閲覧
市書式	指定要件チェック表（第 4 表）	運営組織及び経理が適切であることを確認	○	2 部	対象
市書式	第 4 表付表 1	役員の状況を確認	○	1 部	対象外
市書式	第 4 表付表 2	帳簿等の状況を確認	○	1 部	対象外
市書式	指定要件チェック表（第 5 表）	事業活動が適正であることを確認	○	2 部	対象
市書式	第 5 表付表 1	役員報酬等の状況を確認	○	1 部	対象外
市書式	第 5 表付表 2	資産譲渡等の状況を確認	○	1 部	対象外
市書式	指定要件チェック表（第 6 表）	情報公開が適正であることを確認	○	2 部	対象
市書式	指定要件チェック表（第 7 表）	事業報告書等を毎年所轄庁に提出していること	○	2 部	対象
市書式	指定要件チェック表（第 8 表）	法令違反、不正行為等がないこと	○		
市書式	指定要件チェック表（第 9 表）	設立後 1 年以上が経過していること	○		

⑤欠格事由に該当しないことを確認する書類

	提出書類名	確認事項	提出 区分	部数	閲覧
市書式	欠格事由チェック表	欠格事由に該当しないことを 確認	○	2 部	対象
市書式	役員等氏名一覧表		○	1 部	対象外
添付	国税、神奈川県税、藤沢市税 における滞納処分に係る納税 証明書		○	各 1 部	対象外

⑥事業計画等を確認する書類

	提出書類名	確認事項	提出 区分	部数	閲覧
市書式	寄附金充当予定事業一覧	寄附金を充当する予定の事業 を確認	◎	2 部	対象
市書式	事業計画書（5 年分）	指定される予定期間 5 年分 の事業計画を確認	◎	各 2 部	対象

第4章 指定NPO法人となってから必要なこと

1 指定NPO法人として毎年度提出が必要になる書類

指定NPO法人として、法人の運営や事業活動の内容、会計などに関する書類を年1回提出していただきます。

(提出書類)

指定特定非営利活動法人役員報酬規程等報告書 (第5号様式)

指定特定非営利活動法人助成金支給実績報告書 (第6号様式)

※助成金支給を行った場合

法人及び事業の概要報告書 (第7号様式)

2 変更に伴い、提出が必要になる事項

指定NPO法人の名称や主たる事務所の所在地が変更された場合、条例に記載された名称等を変更するための改正が必要となるため、変更届出書を提出していただきます。

また、定款、役員の氏名・住所等、現に行っている事業の内容が変更された場合にも、変更の届出が必要となります。

(提出書類)

指定特定非営利活動法人変更届出書 (第4号様式)

3 更新の手続き

指定NPO法人として、条例に記載される期間は5年間ですので、期間満了となる前に更新の申出をしていただく必要があります。

更新の申出にあたっては、初回申出とほぼ同様の書類を提出していただきます。

(提出書類)

指定特定非営利活動法人指定更新申出書 (第3号様式)

提出書類について

指定申出にあたっては、以下の一覧にある書類及び必要に応じて添付書類を提出していただきます。（必要部数等については、10ページ、11ページをご参照ください。）

次頁以降の記入例を参考にしながら、書類を作成してください。

なお、用紙は片面・A4サイズで統一してください。

<提出書類一覧>

提出書類	要件・基準等		提出 区分	頁
指定特定非営利活動法人指定申出書（第 1 号様式）			◎	14
指定要件チェック表（第 1 表）	法人 要件	藤沢市内で活動していること 神奈川県内に主たる事務所を有すること 認定特定非営利活動法人でないこと	◎	15
指定要件チェック表（第 2 表）	公益 要件	不特定多数の市民の利益に資するもの	◎	16
指定要件チェック表（第 3 表）		地域の課題の解決に資するもの	◎	18
第 3 表付表 1		年 3000 円以上の寄附者が 50 人以上	△	19
第 3 表付表 2		年 1000 円以上の寄附者が 100 人以上	△	20
第 3 表付表 3		年 10 日以上従事ボランティアが 30 人以上	△	21
指定要件チェック表（第 4 表）	運営 要件	運営組織や経理が適切であること	○	22
第 4 表付表 1 及び付表 2				23
指定要件チェック表（第 5 表）		事業活動が適正であること	○	26
第 5 表付表 1 及び付表 2				27
指定要件チェック表（第 6 表）		情報公開が適正であること	○	30
指定要件チェック表 （第 7 表～第 9 表）		事業報告書等を所轄庁に提出していること 法令違反・不正行為等がないこと 設立後 1 年以上が経過していること	○	31
欠格事由チェック表	欠格 事由	欠格事由に適合しないこと	○	32
役員等氏名一覧表				34
寄附金充当予定事業一覧			◎	35
事業計画書			◎	36

（提出区分に関する説明）

◎：必ず提出する書類

○：神奈川県及び県内の他市町村で条例指定されている法人以外は提出が必要な書類

△：該当する場合のみ提出する書類

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度
指定申出の手引き

第1号様式(第3条関係)

指定特定非営利活動法人指定申出書

申し出日を記載
(※事前相談時は空欄)

登記の表記に一致させてください。

令和8年7月10日 藤沢市長	主たる事務所の所在地	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 電話(0466) 25-1111 FAX (0466) 25-1111
	(フリガナ)	エヌピーオーハウジン フジサワエヌピーオー
	法人の名称	NPO法人 ふじさわNPO
	(フリガナ)	フジサワ タロウ
	代表者の氏名	藤沢 太郎
	設立年月日	平成20年1月1日
	過去の指定の有無及びその年月日	有 ・ ☒ 無 年 月 日
	事業年度	4月1日から3月31日まで

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により、個人市民税の寄附金税額控除対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第314条の7第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

(特定非営利活動に係る事業) ○○○事業 藤沢市受託事業
(その他の事業) △△事業
□□事業

定款に記載の事業を記載。
(その他事業がない場合には「なし」と記載。)

その他の参考事項

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 指定申出の手引き

指定要件チェック表(第1表)(要綱第5条第1項第1号、第2号、第3号に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO					
-----	---------------	--	--	--	--	--

(1) 藤沢市内で活動する特定非営利活動法人であること。

チェック欄

☐

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	令和8年4月1日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	令和9年3月31日まで
藤沢市内で活動する 特定非営利活動 法人である。	☒ はい・いいえ	☒ はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	☒ はい・いいえ

(2) 神奈川県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人であること。

チェック欄

☐

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度
	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	令和8年4月1日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	令和9年3月31日まで
神奈川県内に主たる 事務所を有する 特定非営利活動 法人である。	☒ はい・いいえ	☒ はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	☒ はい・いいえ

(3) 特定非営利活動促進法第 44 条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと。

チェック欄

☐

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度
指定申出の手引き

指定要件チェック表(第2表)(要綱第5条第1項第4号アに適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO		実績判定期間	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日		
ア 市内において不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われているものとして、次の全てに該当していること。					チェック欄 ☐	
(ア)利益を受ける市民が存在すること						
判定の対象となる 各事業年度	① 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	② 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	③ 年 月 日から 年 月 日まで	④ 年 月 日から 年 月 日まで	⑤ 年 月 日から 年 月 日まで	申出日の属する 事業年度 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
利益を受ける市民 が存在する。	☒ はい・いいえ	☒ はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	☒ はい・いいえ
(イ)受益の機会が一般に開かれていること						
該当するものに○	広報・周知等の媒体		広報・周知している内容等			
☐	団体の会報・機関誌		団体の事業活動・会計など			
☐	チラシ・パンフレット・ポスター		〇〇〇事業の周知案内			
	行政・支援機関の広報誌等					
	テレビ・ラジオ・CATV					
	新聞・雑誌					
	タウン紙・地域情報誌					
☐	ホームページ・ブログ等のウェブサイト		団体の事業活動・会計、〇〇事業紹介			
	メールマガジン					
	Twitter・Facebook 等のソーシャルネットワークサービス					
	その他()					

記入例

第2表(次葉)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO		チェック欄
(ウ) 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が 50%未満であること			○
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。)			
ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動(会員等に対する資産の譲渡等を除く。)			
(注意事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。			
ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動			
ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
実 績 判 定 期 間			
すべての事業活動に係る金額等		①	20,000,000 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	600,000 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等	a	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	600,000 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	0 円
合 計 (a+b+c+d+e)		f	600,000 円
⇒②へ			
基準となる割合 (②÷①)		③	3%

記入例

指定要件チェック表(第3表) (要綱第5条第1項第4号イに適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO					
イ その事業活動の内容について、次のいずれかに該当していること。						
(ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものとして、別表に定める基準に適合していること。						チェック欄 ☐
① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。						
判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
支持されている実績の有無	☒ 有・無 ()	☒ 有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	有・無 ()	☒ 有・無 ()
② 実績の内容						
該当するものに○	支持されている実績の内容等					
	年間3,000円以上の寄附者が50人以上いること ⇒付表1を記入してください					
☐	年間1,000円以上の寄附者が100人以上いること ⇒付表2を記入してください					
	地域の住民(市内在住・在学・在勤)からの署名が100件以上あること					
	年間10日以上従事するボランティアが30人以上いること⇒付表3を記入してください					
	市内の自治会・町内会からの推薦を受けていること					
(イ) 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号又は同法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、神奈川県又は神奈川県内の他の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、市長が適当と認めたものであること。						チェック欄 ☐
条 例 を 制 定 し た 自 治 体		神奈川県				
条 例 指 定 年 月 日		令和7年 3月26日				
※ 神奈川県または神奈川県内の他の市町村の条例により、個人県民税または市町村民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の通知の写し等を添付してください。申出日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。						

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 指定申出の手引き

指定要件チェック表(第3表)付表1(要綱第5条第1項第4号イ(ア)に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
-----	---------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均50人以上であること。

チェック欄



【留意事項】

- 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金には含まれません。

	①	②	③	④	⑤
実績判定期間内の各事業年度	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が50人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【チェック欄】

- ☒ 寄附者の氏名(法人にあつては名称)及びその住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☒ 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- ☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- ☒ 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金から除いていますか。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数(※)が年 50 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 50 人以上かどうかを判定してください。

	①	②	③	④	⑤	合 計	
年 3,000 円以上の寄附者の数(※)	45 人	65 人	人	人	人	A	110 人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24 月

$$\frac{\text{実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数(※)}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} = \frac{110 \text{ 人}}{24 \text{ 月}} \times 12 = 55 \text{ 人} \geq 50 \text{ 人}$$

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 指定申出手引き

指定要件チェック表(第3表)付表2(要綱第5条第1項第4号イ(ア)に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
-----	---------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること。

チェック欄



【留意事項】

- 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金には含まれません。

	①	②	③	④	⑤
実績判定期間内の各事業年度	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
年 1,000 円以上の寄附者の数(※)が100人以上である	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【チェック欄】

- ☒ 寄附者の氏名(法人にあつては名称)及びその住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☒ 寄附者の数の算定に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- ☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。
- ☒ 会費(対価性が認められないものは除く)は寄附金から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 1,000 円以上の寄附者の数(※)が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

	①	②	③	④	⑤	合 計	
年 1,000 円以上の寄附者の数(※)	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年 1,000 円以上の寄附者数(※)}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \text{ 人} \times 12}{B \text{ 月}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、1,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 指定申出の手引き

指定要件チェック表(第3表)付表3(要綱第5条第1項第4号イ(ア)に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO		実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	
-----	---------------	--	--------	--------------------	--

年間10日以上従事するボランティア(法人の理事、監事等の役員、あるいは議決権を持つ会員、あるいは過去1年に有給スタッフとして給与を受けた者でないこと)が年平均30人以上であること。

チェック欄

○

	①	②	③	④	⑤
実績判定期間内の各事業年度	令和6年4月1日から	令和7年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	令和7年3月31日まで	令和8年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
年 10 日以上従事するボランティア数が 30 人以上である	はい・ いいえ	はい ・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

○ 実績判定期間内において、年間10日以上従事するボランティアの数が年30人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均30人以上かどうかを判定してください。

	①	②	③	④	⑤	合 計		
年 10 日以上従事するボランティアの数	25 人	45 人	人	人	人	A	70 人	
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	24 月

実績判定期間の年 10 日以上のボランティア数
 実績判定期間の月数

A
70 人

× 12

=

B
24 月

=

35 人

≥ 30 人

指定要件チェック表(第4表)(要綱第5条第1項第5号に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO			実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	
-----	---------------	--	--	--------	--------------------	--

(5) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

チェック欄
○

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(ア) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (b÷a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (d÷a)
			a	b	c	d	e
①	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで		10人	2人	20%	人	%
②	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで		12人	2人	17%	2人	17%
③	年 月 日から 年 月 日まで		人	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで		人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度			10人	2人	20%	2人	20%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ 各社員の表決権が平等であること。

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第〇条に正社員の表決権は平等に一票を与えると規定	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ	・ いいえ

第4表(次葉)

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ ☒ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	☒ はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	☒ はい ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・ ☒ 無

役 員 の 状 況

法人名	NPO法人 ふじさわNPO	①	②	③	④	⑤	申 出 時
役 員 数		10人	12人	人	人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数		人	2人	人	人	人	2人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	申出時	就任・退任 年月日
藤沢 太郎	藤沢市〇〇	理事長		○	○				○	就任 H20.1.1
鵜沼 松子	藤沢市〇〇	理事		○	○				○	就任 H20.1.1
辻堂 次郎	藤沢市〇〇	理事		○	○					就任H20.1.1 退任R7.3.31
片瀬 三郎	藤沢市〇〇	理事		○	○				○	就任 H20.1.1
明治 竹子	藤沢市〇〇	理事		○	○				○	就任 H20.1.1
長後 四郎	藤沢市〇〇	理事		○	○					就任H20.1.1 退任R7.3.31
大庭 五郎	藤沢市〇〇	理事		○	○				○	就任 H20.1.1
遠藤 梅子	藤沢市〇〇	理事		○	○				○	就任 H20.1.1
村岡 六郎	藤沢市〇〇	理事	〇〇社		○				○	就任 R6.6.1
朝日 七郎	藤沢市〇〇	理事	〇〇社		○				○	就任 R6.6.1
藤沢 花子	藤沢市〇〇	監事	理事長 の妻	○	○				○	就任 H20.1.1
善行 八郎	藤沢市〇〇	監事		○	○				○	就任 H20.1.1

帳 簿 組 織 の 状 況

法 人 名	NPO法人 ふじさわNPO		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	随時	7年
入金・出金・振替伝票	複写伝票	随時	7年
請求書、領収証綴り	バインダー	随時	7年
領収証（控）	複写伝票	随時	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	随時	7年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表(第5表)(要綱第5条第1項第6号に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日				
-----	---------------	--------	--------------------	--	--	--	--

(6) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

チェック欄

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時点における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びアの活動を行う者又は特定の候補者もしくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

法 人 名

役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第5表)付表2

法 人 名

NPO法人 ふじさわNPO

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

実績判定期間の初日から申出日までに行った取引等の日付を記載

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

- (2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

実績判定期間の初日から申出日までに行った取引等の日付を記載

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供(施設の利用等を含む。) 実績判定期間の初日から申出日までにを行った取引等の日付を記載

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
鵜沼 松子	理事	○事業・講師謝金	R7.8.31	30,000 円	源泉所得税を含む
石川 九郎	正会員	ホームページ 年間維持手数料	R7.4.1~ R8.3.31	120,000 円	
善行 八郎	監事	税務監査立会い	R8.3.25	30,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

実績判定期間の初日から申出日までにを行った取引等の日付を記載

指定要件チェック表(第6表)(要綱第5条第1項第7号に適合する旨を説明する書類)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO	実績判定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
(7)次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの) イ 要綱第5条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の事項を記載した書類 カ 要綱第11条第1項の規定による届出に係る書類 キ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類			チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意 する しない	
1	(1) 事業報告書等(事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿) (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) (3) 定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し) ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
2	(1) 要綱第5条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 要綱第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者(役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 役員等に対する報酬又は給与の状況 ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(イに係る部分を除く。) イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他の事項を記載した書類(要綱第5条第1項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる基準に適合している旨並びに要綱第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類)		
6	指定特定非営利活動法人変更届出書(第4号様式)の届出に係る書類		
7	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		
(備考) 閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、当該細則(社内規則)等を添付してください。			

指定要件チェック表(第7表)(要綱第5条第1項第8号)

(8) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄 ☐			
各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	③	④
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定要件チェック表(第8表)(要綱第5条第1項第9号)

(9) 法令若しくは要綱(以下「法令等」という。)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄 ☐				
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定要件チェック表(第9表)(要綱第5条第1項第10号)

(10) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄 ☐		
事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	設立年月日	令和 2 年 1 月 1 日

登記事項証明書の法人成立年月日を記載

欠 格 事 由 チェック 表(要綱第6条各号)

法人名	NPO法人 ふじさわNPO		チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更を受けることができません。			☐
1 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの (1) 指定特定非営利活動法人が要綱第 20 条第1項各号(第3号から第5号まで、第7号及び第8号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第5条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの (2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第 67 条第1項若しくは第2項の規定により法第 44 条第1項の認定を取り消された場合又は法第 58 条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)が法第 67 条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第 58 条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (4) 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)の規定(同法第 32 条の3第7項及び第 32 条の 11 第1項の規定を除く。)若しくは藤沢市暴力団排除条例(平成 23 年藤沢市条例第 18 号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (5) 暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第8号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。))又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。) 2 要綱第 20 条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの 3 特定非営利活動促進法第 67 条第1項又は第2項の規定により、法第 44 条第1項の認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの 4 特定非営利活動促進法第 67 条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定により、法第 58 条第1項の特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの 5 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの 6 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの 7 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの 8 次のいずれかに該当するもの ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
(1)	指定特定非営利活動法人が要綱第 20 条第1項各号(第3号から第5号まで及び第8号を除く。次号において同じ。)又は第2項各号(第2号(第4条第1項第1号又は第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。)を除く。次号において同じ。)のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から5年を経過しないもの	有・ ☐	
(2)	認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第 67 条第1項若しくは第2項の規定により法第 44 条第1項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が法第 67 条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第 58 条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有・ ☐	

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 指定申出手引き

欠格事由チェック表(次葉)

(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ ☒ 無
(4)	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)若しくは藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)の規定に違反したことにより、若しくは刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	有・ ☒ 無
(5)	暴力団の構成員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第8号において同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第8号において同じ。)	有・ ☒ 無

2	指定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	------------------------------------	---

3	認定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	------------------------------------	---

4	特例認定を取り消され、その取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	--------------------------------------	---

5	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	---

6	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	--	---

7	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	---

8	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ

(備考) 上記6に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から8のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和8年 7月10日

登記の表記に一致させてください。

申出日を記載

(※事前相談時は空欄)

所在地 藤沢市朝日町1番地の1

法人の名称 NPO法人 ふじさわNPO

代表者の氏名 理事長 藤沢 太郎

【添付書類】 別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

記入例

役員等氏名一覧表

申出日を記載（※事前相談時は空欄）

令和8年 7月 10日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生 年 月 日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住 所
代表者 理事長	藤沢 太郎	フジサワ タロウ	T S H 20 . 4 . 1	男	藤沢市藤沢〇丁目〇番〇号
理事	鵜沼 松子	クゲヌマ マツコ	T S H 18 . 7 . 15	女	藤沢市鵜沼海岸〇丁目〇番〇号
理事	片瀬 三郎	カタセ サブロウ	T S H 30 . 3 . 30	男	藤沢市片瀬〇丁目〇番〇号
理事	明治 竹子	メイジ タケコ	T S H 60 . 7 . 1	女	藤沢市羽鳥〇丁目〇番〇号
理事	大庭 五郎	オオバ ゴロウ	T S H 55 . 5 . 5	男	藤沢市大庭〇〇〇〇番地の〇
理事	遠藤 梅子	ウメコ	T S □	女	藤沢市遠藤〇〇〇〇
理事	村岡	氏名、住所等は住民票記載どおりに、マンション名なども略さずにそのまま記載してください。 ※「高 橋」⇔「高 橋」 「川 崎」⇔「川 崎」 「恵」⇔「恵」 など ※「〇丁目△番◇号」⇔「〇丁目△番地◇」 「〇〇番△号」⇔「〇〇番地の△」 など			弥勒寺〇丁目〇番〇号
理事	朝日				朝日町〇番地の〇
監事	藤沢				藤沢〇丁目〇番〇号
監事	善行				善行〇丁目〇番地の〇

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

令和8年 7月 10日

申出日を記載
(※事前相談時は空欄)

所 在 地 藤沢市朝日町1番地の1

法 人 の 名 称 NPO法人 ふじさわNPO

代表者の氏名 理事長 藤沢 太郎 印

法人代表者印を押印してください

登記の表記に一致させてください。

記入例

藤沢市 NPO 法人条例指定制度
指定申出の手引き

第2号様式(第3条関係)

寄 附 金 充 当 予 定 事 業 一 覧

法 人 の 名 称	特定非営利活動法人 ふじさわ NPO
-----------	--------------------

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	寄 附 金 充 当 予 定 額
〇〇支援事業	専用施設運営を通じた〇〇支援	R9.4~ R10.3	藤沢 市内	延べ 20 人	延べ利用者 数 2 万人	200 万円
△△啓発事業	△△に関する啓発を 目的としたイベント 開催	R9.10	□□ 公園	25 人	参加者数 300 人	100 万円
今後5年間、寄附金の充当を予定している事業を記載してください。また、事業計画等との整合性を確認してください。						

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	
〇〇銀行△△支店	
金融機関名・支店名を記載してください。 口座番号は記載不要です。	

記入例

事業計画書（〇年目）

事業の計画	〇〇事業 ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者数 △△事業 ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者数 □□事業 ・内容 ・日時 ・場所 ・従事者人数 ・受益対象者数			
	定款（事業報告書）に記載の事業について、すべて記載してください。 事業の計画の支出見込額と同じことを確認してください。			
収支(寄附金を含む)の計画	収 入		支 出	
	入会金・会費収入 事業収入 〇〇事業 △△事業 寄附金 助成金 〇〇収入 等	〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円	事業費 〇〇事業 △△事業 □□事業 管理費 予備費 等	〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円 〇〇円
	当期収入合計	〇〇〇円	当期支出合計	〇〇〇円
人員体制の計画	《会員》〇〇人 《役員》 ・理事〇〇人 ・監事〇〇人 《職員》〇〇人 《その他》 ・ボランティア〇〇人			

※事業計画書は、指定申出をした年度を1年目として、指定に係る予定期間である5年間の計画書を提出してください。

藤沢市 NPO 法人条例指定制度 令和 8 年度 指定申出の手引き

<問い合わせ・連絡先>

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1

電話 0466 (50) 3516

FAX 0466 (50) 8407

E-mail fj-jiti-s2@city.fujisawa.lg.jp